

商店街を元気にしたい

地域商品券による地域経済活性化支援事業

魅力ある商店街づくりや地域の消費を喚起する取組などを積極的に支援します。

対象者

商店街、商工会議所、商工会等

内容

プレミアム付き地域商品券の発行支援

プレミアムの一部及び商品券の発行に係る事務経費を支援します。

■ 補助対象事業

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業、デジタル地域商品券発行事業

■ 支援内容

次の①～④の合計金額を支援します。

① プレミアムの一部助成

商品券販売額の100分の10（ただし、プレミアム率が20%未満の場合、商品券販売額の100分の7）

② 発行に係る事務経費

発行冊数に応じて定めた標準額を上限（補助率10/10）

※ 共通利用商品券発行事業の場合、標準額に20万円を加算

※ デジタル地域商品券発行事業の場合、750万円が上限

③ 事務経費の特例

・ 商品券の券面分けにより大型店制限を実施する場合、事務経費を嵩上げ

・ デジタル地域商品券の普及・啓発に関する取組を実施する場合、70万円を上限に助成（補助率10/10）

④ デジタル地域商品券を活用した地域事業者のデジタル化促進支援

デジタル地域商品券を活用した独自の集客策や売上向上策などの取組を実施する場合、150万円を上限に助成（補助率10/10）

■ 補助対象となる発行規模

商品券発行事業、共通利用商品券発行事業 販売金額 500万円以上

デジタル地域商品券発行事業 販売金額 1,000万円以上

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 地域経済係

TEL：092-643-3420

商店街を元気にしたい

商店街次世代リーダー育成事業

商店街の活性化に取り組む次世代リーダーの育成を支援します。

対象者

- ・商店街組織（法人、任意を問わない）に属する事業者
- ・商店街活性化に意欲があり、将来の商店街運営を担う若手事業者
- ・商店街等からの推薦が得られる方
- ・可能な限り視察・研修会に参加できる方

内容

専門家による実践的なセミナー、先進的な取組を行っている商店街の現地視察、参加者の交流会を通じて、次世代のリーダーを育成します。本プログラムにおいて、所属する商店街を活性化するアイデアを実現するための事業計画を策定・発表していただきます。

プログラム内容

- ・専門家による実践的なセミナー
- ・先進的な取組を行っている商店街の現地視察
- ・意見交換会
- ・事業計画書の作成支援及び発表

受講料

無料

※県内旅費は自己負担

※県外視察旅費は1/2負担

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県中小企業団体中央会 商業流通課

TEL：092-622-8780 FAX：092-622-6884

商店街を元気にしたい

がんばる商店街応援事業

商店街が抱える課題を解決するための取組を支援します。

対象者

商店街、商工会議所、商工会 等

内 容

下記に該当する取組を支援します。

- (1) 商店街の地域力向上
後継者対策、空き店舗への出店者募集など
- (2) 商店街の安全確保対策
老朽化した商店街共同施設の改修、防災機能の強化など
- (3) 商店街の賑わい創出
集客のための取組、商店街の情報発信など

補助率等

- ・補助率 1 / 3 以内
※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。
- ・補助限度額 5,000千円

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 地域経済係

TEL : 092-643-3420

各種経営相談・
専門家派遣

金
融

ベンチャー・
創業

販路拡大

新事業展開

設備導入
企業立地

技
術

事業承継・
安定化

雇用・人材

労働環境

地場産業・
商店街

工業保安

商工会議所・
中小企業
団体中央会

資
料

お問い合わせ先
一覧

移動スーパーに取り組みたい

移動スーパー参入促進費

移動販売車で買い物が困難な地域を巡回し、地元スーパーの食品や日用品の販売を行う、「移動スーパー」に取り組む事業者を支援します。

対象者

中小企業者（地元スーパー、移動販売事業者）

内容

「移動スーパー」に取り組む事業者に対し、事業参入に必要な経費の一部を補助します。

■ 補助対象事業

①直営型

地元スーパーが自社で車両購入し、自社の商品を移動販売。

②連携型

移動販売事業者が車両購入し、地元スーパーの商品を引き受け移動販売。

■ 補助率等

・補助率 1 / 3 以内

・補助限度額 1,500千円

※市町村から補助を受けることが条件で、市町村からの補助額を超えない範囲での補助となります。

例えば、補助対象経費が300万円の場合、補助率から計算すると、県の補助額は100万円以内となりますが、市町村の補助額が50万円の場合、県の補助額は50万円以内となります。

■ 補助対象経費

車両購入費・改造費、借料・損料、備品費、委託費、広報費、雑役務費 ほか

活用方法

下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

福岡県商工部中小企業振興課 地域経済係
TEL：092-643-3420

観光客の受入環境を整備したい

サイクルスタンド等整備事業

本県を訪れたサイクリストが各地域の飲食店や宿泊施設を利用するために必要なサイクルスタンド等の整備を支援します。

対象者

- (1) 県内の市町村・観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者
- (2) 県内（政令市を除く）の宿泊事業者・民泊事業者
- (3) 県内（政令市を除く）の市町村・観光協会・飲食店をはじめとした観光関連事業者

内容

(1) サイクルステーション整備事業

観光関連事業者が以下の対象設備を設置するために必要な経費を支援します。

- ・サイクルスタンド
- ・フロアポンプ（空気入れ）
- ・自転車専用工具

(2) サイクリストに優しい宿整備事業

宿泊事業者等が、宿泊者が持ち込んだ自転車を施錠ができる場所や客室に保管できるようにするための整備等に必要な経費を支援します。

(3) サイクルゲートウェイ整備事業

市町村等が、更衣室等の着替えスペースやコインロッカー等の荷物預かりサービスを提供するための設備を設置するために必要な経費を支援します。

サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出するための事業開発支援

サイクルツーリズムの推進による観光消費の促進を図るため、サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要創出に向けた事業開発を行う事業者を支援します。

対象者

県内（政令市を除く）の市町村、観光協会及び飲食店をはじめとした観光関連事業者（主たる事業実施場所が政令市にあるものを除く）

内容

サイクルツーリズムを通じた新たな旅行需要を創出すると認められた以下の事業

- 1 バス（観光バスを含む）、タクシー、鉄道、船舶等の公共交通機関において、自転車を車内外又は船内外に積載して移動可能とする事業の新規実施又は事業拡大
- 2 レンタサイクル・シェアサイクル事業の新規実施又は事業拡充
- 3 レンタサイクル・シェアサイクルを活用した新たなサービスの提供（貸出場所以外での返却や、返却された自転車の再配置を行うサービスの提供等）
- 4 その他知事が必要と認めるもの

サイクリングイベント国際化支援

地域のサイクリングイベントの国際化を図るため、イベントでのインバウンド対応サポートライダー配置やエイドステーションの外国語看板の整備をする事業者を支援します。

対象者

県内（政令市を除く）の市町村、観光協会及び飲食店をはじめとした観光関連事業者（主たる事業実施場所が政令市にあるものを除く）

内容

福岡県内で開催されるサイクリングイベントで以下のすべてに該当するもの。

- 1 サイクリングイベントの国際化を図るものであること。
- 2 設定されるコースが福岡県内を通るものであること。ただし、北九州市内及び福岡市内のみを対象とするコースを除く。
- 3 100km以上のコースを設定していること。
- 4 概ね3年以内に、インバウンドの参加者を全体参加者の1割以上となるよう目指すこと。

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光振興課 観光地域づくり係

TEL：092-643-3446

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cycle-hojo.html>
(サイクルスタンド等整備事業)



宿泊施設のコスト削減、 売上向上等の経営課題を解決したい

宿泊事業者生産性向上支援事業

個々の経営課題に応じて、福岡県中小企業生産性向上支援センター（令和7年度中に、福岡県中小企業DX推進センターに改組）のアドバイザー等が、宿泊事業者が行う生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を支援します。

対象者

宿泊事業者、民泊事業者

内容

- ・ P9の「福岡県中小企業生産性向上支援センター」を活用して、経営課題を持つ宿泊事業者に対して、企業診断から業務プロセスの改善や設備導入まで一貫した伴走支援を実施し、宿泊事業者の生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を支援します。
- ・ また、アドバイザーによる支援を受け、生産性の向上や、ユニバーサルツーリズム推進の取組を行う宿泊事業者向けに、補助金による支援を行います。

活用方法

- ・ 詳細は、県HPでご確認ください。
トップページ>組織から探す>商工部>観光局観光政策課
- ・ 補助金による支援は、政令市内に所在する宿泊施設は対象外となります。

お問い合わせ先

福岡県中小企業生産性向上支援センター

TEL：092-292-8890 FAX：092-292-8688
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階
<https://www.f-seisanseikojo.jp/>



福岡県商工部観光局観光政策課 観光産業係

TEL：092-643-3456 FAX：092-643-3431
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/196/>



観光施設等に「福岡の伝統工芸品」を取り入れたい

伝統工芸魅力発信事業

観光施設等への内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用や「福岡の伝統工芸品」の導入を支援し、伝統工芸品産地への誘客を推進します。

対象者

観光施設、商業施設、公共施設等において、下記事業を実施する者

内容

(1) 補助対象事業

- ①内装工事（デザイン、設計を含む）
 - ②伝統工芸品の購入
 - ③伝統工芸品産地への誘客推進に係る情報発信
- ※③は必須項目とする（例：①+③、②+③、①+②+③）

(2) 補助率

1 / 2

（参考）福岡の伝統工芸品

- 経済産業大臣指定伝統的工芸品
博多織、博多人形、久留米絣、小石原焼、上野焼、八女福島仏壇、八女提灯
- 福岡県知事指定特産民工芸品
小倉織、博多曲物、籃胎漆器、八女すだれ、大川組子、高取焼など

活用方法

- 詳細は、県HPでご確認ください。
- トップページ > 組織から探す > 商工部 > 観光局観光政策課

お問い合わせ先

福岡県商工部観光局観光政策課 物産振興係
TEL：092-643-3454
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/4/43/198/>

